

国立大学法人富山大学学術指導取扱規則

平成26年1月14日制定

平成27年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成28年4月21日改正

平成29年9月8日改正

平成30年3月27日改正

令和元年9月24日改正

令和元年12月27日改正

令和3年3月30日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における学術指導の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「学術指導」とは、企業その他の団体（以下「委託者」という。）からの委託を受けて、本学の職員等がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって委託者の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託者が負担する技術指導、コンサルティング等をいう。

2 この規則において「部局等」とは、学部、教養教育院、教職実践開発研究科、附置研究所、附属病院、機構、学内共同教育研究施設、学外との連携による教育研究施設、保健管理センター及び事務局をいう。

3 この規則において「職員等」とは、常勤の役員及び職員をいう。

4 この規則において「学術指導者」とは、学術指導を行う職員等をいう。

5 この規則において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

(受入れの原則)

第3条 学術指導は、原則として本学の職員等の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものと認められ、かつ、本学の業務の運営に支障がないと認められる場合に限り、これを受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第4条 学術指導を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) やむを得ない理由により学術指導を中止し、又はその期間を延長する場合についても、本学がその責めを負わないこと。

(2) 学術指導に要する経費（以下「学術指導料」という。）は、所定の期日までに納付すること。

2 前項に定めるもののほか、学術指導の受入れに関し必要と認められる条件を付することができる。

(学術指導の申込み)

第5条 学術指導の申込みをしようとする委託者は、所定の学術指導申込書を、学長に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第6条 学術指導の受入れは、富山大学研究推進機構学術研究・産学連携本部内規第11条に規定する受入審査会の意見を聴いて、学長が決定するものとする。

2 学長は、前項の受入れを決定したときは、国立大学法人富山大学会計規程第6条第1項に規定する契約責任者（以下「契約責任者」という。）、関係部局等の長及び委託者にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約責任者は、前条第2項の通知を受けたときは、委託者と学術指導契約を締結し、その旨を学術指導者に通知するものとする。

(学術指導料)

第8条 委託者が納付する学術指導料は、次の各号に掲げる経費の合算額とする。

(1) 学術指導者の知識、ノウハウ等の提供の対価として、1時間につき1万円により算定される額を最低とし、委託者と契約責任者が協議のうえ、定める額、旅費及び消耗品費等の必要経費（以下「直接経費」という。）

(2) 当該学術指導遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）

2 前項第2号で規定する間接経費は、直接経費の10%に相当する額とする。

3 学術指導料は、原則として学術指導を実施する前に納付するものとする。

(経費の経理)

第9条 学術指導料は、すべて本学を通して経理しなければならない。

(学術指導の場所)

第10条 学術指導者が、学術指導を行う場所は原則として学術指導者の本学内における労働場所とする。

2 前項の規定にかかわらず、学術指導者は、当該学術指導遂行上必要な場合、委託者の施設等で学術指導を行うことができる。

(学術指導の中止等)

第11条 学長は、天災その他やむを得ない理由があるとき、当該学術指導を中止し、又はその期間の延長を決定することができる。

2 学長は、前項の規定により当該学術指導を中止し、又はその期間の延長を決定した場

合には、その旨を契約責任者、関係部局等の長及び委託者に通知するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第 12 条 契約責任者は、学術指導により発明等が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、当該発明等に係る権利の帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 学長は、学術指導契約の締結にあたり、学術指導実施に際して学術指導者が委託者より提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、委託者と協議の上、非公開とすることを定めることができるものとする。

(学術指導終了後の報告)

第 14 条 受託者は、学術指導を終了したときは、所定の様式により速やかに学長に報告を行うものとする。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。